

基礎研究室等の新設することによって研究組織を強化充実することが必要である。

(4) 私立大学および民間研究機関における教育、研究の強化拡充。

わが国の耐震工学および工質工学の教育研究のある部分は私立大学および民間研究機関で実施されているのが現状である。

よって政府はこれら機関の強化拡充のための勧告ならびに、国費の補助に特別な配慮をすることが要望される。

表-4

学 生 数

	建 築	土 木
国 立 大 学	1,780	2,720
公 立 大 学	180	207
計	1,960	2,927

表-5

大 学 名	土質工学 (土質力学)	地震工学
北 海 道 大 学	1	0
東 北 大 学	1	0
山 梨 大 学	1	0
名 古 屋 大 学	1	0
京 都 大 学	1	0
神 戸 大 学	1	0
広 島 大 学	1	0

6-34

庶発第431号 昭和40年7月7日

人事院総裁 佐藤達夫殿
文部大臣
大蔵大臣
科学技術庁長官

日本学術会議会長 朝永振一郎
写送付先：衆議院および参議院文教委員会委員長，
衆議院科学技術振興対策特別委員会委員長，
科学技術会議議長，国立大学協会会長，
各省直轄研究所長連絡協議会長，日本私立大学連盟，
日本私立大学協会会長，日本短期大学協会会長，
私立大学懇話会会長，

科学者の待遇改善について

標起のことについて本会議は下記のとおり要望します。

記

科学者の待遇改善については、その重要性にかんがみ、本会議は、これまでにしばしば政府に勧告を行ない、関係省庁においても、その実現に努力されているところである。国立大学教官については、昨年6月、国立大学協会が、その総会において決議した「国立大学教官の給与改善に関する意見書」

の主旨を本会議は支持し、その給与改善の実現方について政府に要請を行なったが、未だ十分に改善の実があがったとは認められない。

科学者の待遇を大幅に改善することが科学技術の振興にとり極めて重要な基本条件であることは多言を要しない。よって政府は、国立大学教官ならびに研究公務員の待遇について差し当たり、次の事項に関し、速やかに特別の配慮を払われるように要望する。

1. 国立大学学長の俸給を昨年の国大協決議の線まで引き上げ、それに物価上昇に基づくベースアップを加算すること。
2. 国立大学教授の俸給を大幅に引き上げ、学長俸給との差を縮小すること。なお、指定職乙の教授の増員を行なうこと。
3. 国立大学教授・講師・助手の俸給を大幅に引き上げるとともに、教授の場合の指定職乙に準じてそれらの等級をそれぞれ一段づつ上位になしうるように改正すること。教務職員についてもこれに準ずること。
4. 学科制大学の教官俸給を講座制大学のそれと同等にすること。
5. 現行の大学院担当教官に対する俸給の調整措置を大幅に改善すること。
6. 研究公務員の俸給を国立大学教官の俸給と同等にし、研究機関・大学間における人事の相互交流が円滑に行ないうるように改正すること。そのため各研究機関における上位等級の定数増加を計ること。
7. 研究公務員のうち特に能力の優れた者については、特別研究員制度の拡大により優遇措置を講ずること。

6-35

庶発第457号 昭和40年7月21日

内閣総理大臣 佐藤栄作 殿

日本学術会議会長 朝永振一郎

(写送付先: 文部, 郵政両大臣)

学・協会機関誌の郵税の特別取扱について(要望)

標記のことについて、本会議は下記のとおり要望します。

記

昭和36年5月25日法律第93号による郵税法の一部改正にともなって、学・協会の機関誌の郵税が、従来に比し急に引き上げられ、学・協会の運営に大きな打撃を与えたため各学・協会より、その特別取扱いが強く要望された。

よって本会議においては、各学・協会の協力を得て種々検討の結果、次のように、一応の基準をきめて、それに基き決定した学・協会名簿を作製したのでこの資料を添えて、ここに改めて、学・協会機関誌の郵税につき、特別の取扱い方配慮につき要望する。

なお、本資料に応ずる学・協会名簿は、今後3年毎に改訂する予定であることを申し添える。

郵税特別取扱いに関連して学術会議において認定した学・協会名簿

認定の基準は次の如くである。